

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/24

最終更新日 2021/2/24

| 記載事項    | 更新の有無 | 記載欄  |
|---------|-------|--|
| 情報基準日   |       | 12月1日  |
| 国立大学法人名 |       | 愛知教育大学   |
| 法人の長の氏名 |       | 野田 敦敬  |
| 問い合わせ先  |       | 企画課 (0566-26-2204、kaikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp) |
| URL     |       | https://www.aichi-edu.ac.jp/                       |

**【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】**

| 記載事項       | 更新の有無 | 記載欄  |
|------------|-------|--|
| 経営協議会による確認 |       | <p>・ガバナンス・コードに係る適合状況について、執行部（学長・理事）より報告を受け内容を確認した。</p> <p>・結果、執行部の「適合・不適合判断」及び「記載内容」について、指摘すべき問題は認められなかったが、留意すべき事として下記のコメントを申し述べられた。</p> <p>1. 【原則1-3③ 人事方針の策定】、【原則1-3⑥ 人事方針の公表】については、策定出来ていないとの説明であるが、方針の策定とともに現状のダイバーシティの確保の状況と確保策の考え方についても、今後の実施予定に説明すべきである。</p> <p>2. 【原則1-3 自主的・自律的・戦略的な法人経営】、【原則2 法人の長の責務】の社会における役割を果たし続けるという視点について、社会変化への対応にどのようにガバナンスを利かせていくのかという点について、大学の考え方について補足すべきである。</p> <p>3. 【原則3-3-1 法人の長の選考等】について、学長選考会議は法人の長の選考のみでなく、その後の評価等も責任を持つ会議体であることから、選考する学外委員と学内委員については、主体的な選考等が可能となる責任ある委員の任命をどのような観点から選考しているかという点について、補足すべきである。</p> |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>経営協議会による確認</p> | <p>・経営協議会の委員からの意見に対して、以下のとおり明記すると説明した。</p> <p>「1.」への対応</p> <p>現状で、ダイバーシティの確保の観点については、外国人の教員については教員養成に特化していることから英語以外の教科専門では雇用がしづらい状況にある。また、女性教員については、教員採用の際に同程度の業績の場合には女性を積極的に採用するなどの確保策を行っているため、今後も積極的採用の方策を進めていく。障害者雇用率については障害のある者の積極的な募集を行い法定雇用率は達成している。若手についても、学長補佐に40代の者を配置することや、学長戦略WGなどにおいて積極的に育成を進めている。ダイバーシティの確保方針、目標については、中期目標・中期計画に定め、積極的な対応をしている。</p> <p>人事計画方針の策定の際には、本ガバナンス・コードに対応して明記する。</p> <p>「2.」への対応</p> <p>自主的・自律的・戦略的な法人経営を行うためには、ステークホルダーとの対話において、社会変化の中で本学が果たすべき役割を把握する必要があると考え進めている。また、終身雇用でなく年俸制の任期付き採用やクロスアポイントメントなども活用し、ニーズがある部分に必要な人材を確保する。</p> <p>「3.」への対応</p> <p>学長選考会議の委員については、学長選考会議規程第2条により経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員の各4名で構成することと規定しているが、経営協議会学外委員については、学識経験者の方、企業の方、教育界の方というように様々な分野から構成している。学内の教育研究評議会の評議員の4名については、本学では研究組織としての学系が4つに区分されていることからそれらの4学系から1名ずつ教育研究評議会の委員の投票で選出している。特に、現在は学系の代表である学系長が学系の責任を持つということから選考されている。以前は、専任の理事3名、学外委員3名、評議員3名の構成であり、理事については学長が指名する者であった。改定（2015年度）をして現在の形となっていることから主体的な選考と適切な評価が可能な状況となっていると考える。</p> |
|-------------------|--|

|                |   |
|----------------|---|
| <p>監事による確認</p> | <p>・ガバナンス・コードに係る適合状況について、執行部（学長・理事）より報告を受け内容を確認した。</p> <p>・結果、<b>執行部の「適合・不適合判断」及び「記載内容」について、指摘すべき問題は認められなかった。</b></p> <p>・「記載内容」について、改善、留意すべき事として下記の意見を申し述べられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各原則に適合しているかどうかの判断材料として、規程等の整備状況だけでなく、具体的な取組についても示すこと。</li> <li>2. 【補充原則1-3③ 人事方針の策定】、【補充原則1-3⑥ 人事方針の公表】については、出来ていないのであればその理由を、対応するのであれば時期を明確にすべきこと。</li> <li>3. 【原則1-4② 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的育成】にある「当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである」という点について、大学の今後の実施予定を明確にすべきこと。</li> <li>4. 【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】にある「その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない」という点について、大学の今後の実施予定を明確にすべきこと。</li> <li>5. 【原則3-4-3 国立大学法人の業務執行が適切かつ効果的・効率的に行われているかどうかを適切にチェックできる監査体制】について、学外監事による監査に加え、学内の監査機能を充実させることで監査体制の強化を図るべきこと。</li> </ol> <p>・監事からの意見に対して、以下のとおり対応した。</p> <p>「1. 」への対応<br/>         全原則の適合状況を見直し、特に【原則2-1-2 法人の長のリーダーシップ】、【原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備】、【原則2-3-1 法人の長を補佐する理事、副学長等の役割】について、より具体的な内容を追記して改めて示した。</p> <p>「2. 」への対応<br/>         理由と対応時期について、「人件費抑制の観点から課程認定基準を充たす上で必要最低限の教員補充に留めていたことから策定されていなかったが、人事基本方針については現在、人事計画部会で検討中であり、令和3年3月23日の役員会で決定する。」と追記した。</p> <p>「3. 」への対応<br/>         今後の実施予定について、「今後、当該方針については、人事基本方針に含めて令和3年3月末までに策定するとともに公表する。また、役員員の経歴を令和3年4月に公表することで、経営人材の育成過程が確認できるようにする。」と追記した。</p> |
|----------------|---|

|                    |  |  |
|--------------------|--|--|
|                    |  | <p>「4.」への対応<br/>         今後の実施予定について、「『国立大学法人法第13条の2項』及び『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第1項』に基づいた氏名の公表や『独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について』に基づいた経歴の公表を、各情報公開のWebサイトで記載していたが、どのような観点から外部人材を求めているかということがわかりにくい状況であるため、Webサイトの役員等・副学長・部局長名簿のページを交代時期の令和3年4月に更新することで、外部の経験を有する人材を求める目的や、その目的に合致する人材であることが明確となるように対応を行う。」と追記した。</p> <p>「5.」への対応<br/>         第4期中期目標期間においても、監査体制の強化を図っていく。</p> |
| <p>その他の方法による確認</p> |  | <p>該当なし</p>  |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】          |       |   |
|---------------------------------|-------|---|
| 記載事項                            | 更新の有無 | 記載欄   |
| ガバナンス・コードの各原則の実施状況              |       | 当法人は、各原則等のうち下記に説明する原則を除き、すべて実施しています。  |
| ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等 |       | <p><b>【補充原則1-3③ 総合的な人事方針の策定】</b><br/>                     人件費抑制の観点から課程認定基準を充たす上で必要最低限の教員補充に留めていたことから策定されていなかったが、人事基本方針については現在、人事計画部会で検討中であり、令和3年3月23日の役員会で決定する。</p> <p><b>【補充原則1-3⑥ 総合的な人事方針の公表】</b><br/>                     人件費抑制の観点から課程認定基準を充たす上で必要最低限の教員補充に留めていたことから策定されていなかったが、人事基本方針については現在、人事計画部会で検討中であり、令和3年3月23日の役員会で決定し、公表する。</p> <p><b>【補充原則1-4② 次代の経営人材を育成する方針の公表】</b><br/>                     今後、当該方針については、人事基本方針に含めて令和3年3月末までに策定するとともに公表する。また、役員の実績を令和3年4月に公表することで、経営人材の育成過程が確認できるようにする。</p> <p><b>【原則2-3-2 多様な人材確保に係る方針の決定、登用状況の公表】</b><br/>                     「国立大学法人法第13条の2項」及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条第1項」に基づいた氏名の公表や「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について」に基づいた経歴の公表を、各情報公開のWebサイトで記載していたが、どのような観点から外部人材を求めているかということがわかりにくい状況であるため、Webサイトの役員等・副学長・部局長名簿のページを交代時期の令和3年4月に更新することで、外部の経験を有する人材を求める目的や、その目的に合致する人材であることが明確となるように対応を行う。</p> |

| 【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】                     |       |  |
|---|-------|--|
| 記載事項  | 更新の有無 | 記載欄  |
| 原則 1 - 1<br>ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋                 |       | <p><b>実施状況</b><br/>(ビジョン等の策定)<br/>ビジョン：「将来ビジョン」（平成27年7月21日 学長決裁）<br/>目標：「将来ビジョンの実現に向けた取組」4項目<br/>戦略：「将来ビジョンの実現に向けた取組」の具体的な実施内容19項目<br/>(解説)<br/>「将来ビジョンの実現に向けた取組」の具体的な実施内容19項目については、第3期中期計画と結び付けており、中期計画とこれを達成するための年度計画を作成し公表している。<br/>(社会の要請の把握)<br/>「将来ビジョン」等については、本学の教職員だけでなく、「教員養成の質向上に関する諮問会議」などでの地方自治体からの意見等を踏まえた上で策定している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>(現行)<br/>「将来ビジョン」と「将来ビジョンの実現に向けた取組」はWebサイトにて公表している。<br/>【将来ビジョンのWebサイト】<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/vision_of_the_future.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/vision_of_the_future.html</a><br/>「中期計画」と「年度計画」はWebサイトにて公表している。<br/>【中期計画・年度計画のWebサイト】<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html</a></p> |
| 補充原則 1 - 2 ④<br>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 |       | <p><b>実施状況</b><br/>(進捗状況の管理及び公表)<br/>『将来ビジョンの実現に向けた取組』の具体的な実施内容19項目については、中期計画に結び付いていることから、国立大学法人評価の評価プロセスにおいて進捗状況等の検証を行っており、改善状況を反映させた次年度の年度計画についてWebサイトで公表している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>(進捗状況と検証結果)<br/>現行の戦略は、第3期中期計画と結び付けており、その進捗状況や検証結果等について、Webサイトに公表している。<br/>【大学評価】<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html</a></p>  |
| 補充原則 1 - 3 ⑥ (1)<br>経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制    |       | <p><b>公表内容</b><br/>各組織等の権限と責任の体制を以下のとおり公表している。</p> <p>Webサイト「大学概要」に主に「経営面」を審議する経営協議会、主に「教学面」を審議する教育研究評議会の体制を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織運営</li> <li>・ 役職員</li> </ul> <p><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html</a></p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>補充原則 1 - 3⑥ (2)<br/>         教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p> |  | <p><b>現状</b><br/>         人事基本方針については、人件費抑制の観点から課程認定基準を充たす上で必要最低限の教員補充に留めていたことから策定されていない。</p> <p><b>今後の実施予定</b><br/>         人事基本方針について現在、人事計画部会で検討中であり、令和3年3月23日の役員会で決定し、公表する。</p>   |
| <p>補充原則 1 - 3⑥ (3)<br/>         自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>  |  | <p><b>公表内容</b><br/>         第3期中期計画のIV. 予算、収支計画及び資金計画に記載している。<br/> <b>【第3期中期計画】</b><br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/H28_03_keikaku_160331.pdf">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/H28_03_keikaku_160331.pdf</a></p>  |
| <p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③<br/>         教育研究の費用及び成果等<br/>         (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>  |  | <p><b>補充原則1-3⑥(4)</b><br/> <b>公表内容</b><br/>         教育研究の費用及び成果等については、各事業年度の財務レポートを作成し、財務委員会、経営協議会で報告等した上で、保護者懇談会等で配布するとともに、Webサイトで公表している。<br/> <b>【財務レポート】</b><br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</a></p> <p><b>補充原則4-1③</b><br/> <b>実施状況</b><br/>         (教育・研究に係るコストの見える化)<br/>         事業年度ごとに財務レポートを作成し、財務レポート第1章の4ページや6ページに記載。<br/>         (法人の活動状況や資金の使用状況等)<br/>         事業年度ごとに財務レポートを作成し、Webサイトで公表している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>         (法人の活動状況や資金の使用状況等)<br/>         事業年度ごとに財務レポートを作成し、保護者懇談会等で配布するとともに、Webサイトで公表している。<br/> <b>【財務レポート】</b><br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</a></p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>補充原則 1 - 4 ②<br/>法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>       |  | <p><b>実施状況</b><br/>(副学長、学長補佐等)<br/>理事以外の副学長や学長補佐、学系長のポストを設定し、その者が役員部局長会議等の他、週 1 回開催している学長・理事懇談会に参加し、法人経営の一端に参画する体制としている。<br/>令和 2 年度学長補佐を国大協の研修会等に参加させた。<br/>(事務職員)<br/>事務職員については中堅、管理職等の役職別の職責、人材像を明確にし、「国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」として、登用・選考基準を設け、今後のキャリアアップも踏まえ、計画的に研修や人事交流に参加させるなど、次代の経営人材を育成している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>(事務職員)<br/>「国立大学法人知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」については、Webサイト（規程集）で公表している。<br/><a href="https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html">https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html</a></p> <p><b>今後の実施予定</b><br/>(副学長、学長補佐等)<br/>今後、法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針については、人事基本方針に含めて令和 3 年 3 月末までに策定するとともに公表する。また、役員の経歴を令和 3 年 4 月に公表することで、経営人材の育成過程が確認できるようにする。</p> |
| <p>原則 2 - 1 - 3<br/>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p> |  | <p><b>実施状況</b><br/>学長は、「役員規程」、「副学長任命規程」、「学長補佐規程」等に基づき、求める知識、経験、能力等を踏まえて、理事や副学長等を学内外から選任し配置している。また、50代前半の教授を副学長に、40代半ばの准教授を学長補佐に任命し、主要な会議等に参画させるなど、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組を行っている。</p> <p><b>公表内容</b><br/>「国立大学法人愛知教育大学役員規程」、「愛知教育大学副学長任命規程」、「愛知教育大学学長補佐規程」をWebサイトで公表している。<br/><a href="https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html">https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html</a></p>  |



|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>原則 2 - 2 - 1<br/>役員会の議事録</p>   |  | <p><b>実施状況</b></p> <p>役員会規程第 3 条で、役員会の審議事項については、「学長の決定に先立ち、国立大学法人法第 11 条第 3 項に定める事項を審議する」とし、重要事項について十分な検討・討議を行う体制を構築している。また、同規程第 9 条で、「本学構成員に原則として議事要録を公開するものとする」と規定するとともに、学外にも公表している。</p> <p><b>公表内容</b></p> <p>「役員会議事録」を Web サイトで公表している。<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html</a></p>   |
| <p>原則 2 - 3 - 2<br/>外部の経験を有する人材を<br/>求める観点及び登用の状況</p>                               |  | <p><b>実施状況</b></p> <p>理事、副学長等を選考する上では、年齢や性別、国籍等に左右されず平等な基準で、そのポストに最適な人物を個人の才能等を判断した上で登用している。特に、理事は学校教育現場や文部科学行政に精通した外部人材をも配置している。</p> <p><b>公表内容、今後の実施予定</b></p> <p>「国立大学法人法第 13 条の 2 項」及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項」に基づいた氏名の公表や「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表について」に基づいた経歴の公表を、各情報公開の Web サイトで記載していたが、どのような観点から外部人材を求めているかということがわかりにくい状況であるため、Web サイトの役員等・副学長・部局長名簿について、交代時期の令和 3 年 4 月に更新することで、外部の経験を有する人材を求める観点やその目的に合致する人材であることが明確となるように公表する。</p> <p>【役員の経歴及び独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等】<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/soshoki.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/soshoki.html</a></p> |
| <p>補充原則 3 - 1 - 1 ①<br/>経営協議会の外部委員に係る<br/>選考方針及び外部委員が<br/>役割を果たすための運営方<br/>法の工夫</p> |  | <p><b>実施状況</b></p> <p>経営協議会規程第 2 条で、外部委員については、「大学に広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定している。選考に当たっては、「大学関係」、「教育行政」、「報道関係」、「民間」、「教育委員会」、「自治体」からバランスよく適任者を任命し、各外部委員の現職を Web サイトの役員等名簿の欄において公表している。</p> <p>また、会議に当たっては、委員に対して事前に資料を送付している。さらに、議題に関係するわかりやすい参考資料を作成・提供することで、会議で活発な意見・助言等をいただけるように工夫している。</p> <p><b>公表内容</b></p> <p>「役員等・副学長・部局長名簿、経営協議会委員」を Web サイトで公表している。<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</a></p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>補充原則 3-3-1①<br/>法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>      |  | <p><b>実施状況</b><br/>学長選考会議は、学長選考基準を定め、学長選考規程、学長選考実施細則の規定に則り、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>「会議に関する情報」をWebサイトで公表している。<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html</a></p>                |
| <p>補充原則 3-3-1②<br/>法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p> |  | <p><b>実施状況</b><br/>平成27年度の学長選考会議において、学長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について検討し、「6年任期」を「4年任期再任可（2年間）の上限6年間」とした。これを受け、役員規程を改定し、平成28年度から適用して公表した。</p> <p><b>公表内容</b><br/>「役員会規程」をWebサイトで公表している。<br/><a href="https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html">https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html</a></p> |
| <p>原則 3-3-2<br/>法人の長の解任を申し出るための手続き</p>                |  | <p><b>実施状況</b><br/>学長選考会議は、学長の解任の手続きに関し必要な事項を定めた「学長解任規程」を整備している。また、Webサイトに当該規程を公表している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>「学長解任規程」をWebサイトで公表している。<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei151125.pdf">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei151125.pdf</a></p>      |
| <p>補充原則 3-3-3②<br/>法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>        |  | <p><b>実施状況</b><br/>学長選考会議は、学長の業績評価実施細則第6条で、通知及び公表については、「業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、Webサイトに公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。」と規定しており、これに則り、適切に行っている。</p> <p><b>公表内容</b><br/>現学長は、令和2年度に就任し、任期途中の評価については、令和4年度に公表する予定である。</p>   |
| <p>原則 3-3-4<br/>大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>          |  | <p><b>実施状況、公表内容</b><br/>学長が大学総括理事を置く判断となっていないため、該当しない。</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>基本原則 4 及び原則 4 - 2<br/>内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>         |  | <p><b>実施状況</b><br/>内部統制規程で、内部統制に関する基本事項を定めて、法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保するため、同規程において、「内部統制システム」を構築している。また、その運用体制を公表している。</p> <p><b>公表内容</b><br/>「内部統制システム」をWebサイトの「大学紹介/法人概要」欄で公表している。<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html</a></p>  |
| <p>原則 4 - 1<br/>法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p> |  | <p><b>公表内容</b><br/>(情報公開の状況)<br/>最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開するとともに、規程集等を含め、様々な情報をわかりやすくWebサイトで公表している。<br/>また、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報について、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等の他、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況などをWebサイトで公表している。</p> <p>○最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学概要<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html</a></li> <li>・大学案内<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html</a></li> <li>・財務レポート<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html</a></li> <li>・一般広報誌「あえる AUE Letter」<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html</a></li> <li>・News &amp; Topix<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index_9.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index_9.html</a></li> </ul> <p>○愛知教育大学規程集等をまとめて公開<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</a></p> <p>○独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報<br/>(組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等)<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</a></p> <p>○学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/</a></p> |
| <p>補充原則 4 - 1 ①<br/>対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>           |  | <p><b>公表内容</b><br/>法人の情報については、「入学希望者の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「保護者の方」、「教育関係・企業の方」、「地域・一般の方」など、Webサイトの画面上部に設置したタブにより対象者を明記する他、ターゲットに応じた広報誌により公表している。<br/>主な広報誌として、大学案内、財務レポート、一般広報誌「あえる AUE Letter」、「ちいきの大学」など、多数公表している。<br/><a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html</a></p>  |

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>補充原則 4 - 1 ②<br/>                 学生が享受できた教育成果を示す情報</p> |  | <p><b>公表内容</b></p> <p>学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、学生の満足度を「学生授業アンケートの結果」、学生の進路状況等を「教育職員免許状及び保育士の資格取得状況」のとおり、以下のWebサイトで公表している。</p> <p>【ディプロマ・ポリシー】<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html</a></p> <p>【カリキュラム・ポリシー】<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/3policy_gakubu_cp_200908.pdf">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/3policy_gakubu_cp_200908.pdf</a></p> <p>【学生授業アンケートの結果】<br/>                 自己評価：H30(2018)基礎資料集P64<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf</a></p> <p>【教育職員免許状及び保育士の資格取得状況】<br/>                 自己評価：H30(2018)基礎資料集P63<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf</a></p> <p>【進路・就職状況】<br/>                 自己評価：H30(2018)基礎資料集P76・77<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/kisosiryo2018_200331.pdf</a></p> |
| <p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>                             |  | <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報<br/>                 【情報公開一覧】<br/> <a href="https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release">https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release</a></p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報<br/>                 該当なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報<br/>                 該当なし</p>   |